

特殊建築物等定期報告（報告対象と報告年度）

用途	(現状)特定行政庁指定 対象となる規模等 (①・②いずれかに該当するもの)	(政令指定)※1 対象となる規模等 (①～④いずれかに該当するもの)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度				
			建物	建築 設備	防火 設備	建物	建築 設備	防火 設備	建物	建築 設備	防火 設備
劇場、映画館、演芸場	①当該用途の延床>300㎡	①3階以上に当該用途(100㎡超) ②客席部分の延床≥200㎡ ③主階が1階にない ④地階に当該用途(100㎡超)	○	○	●	○	○				
観覧場 (政令指定は屋外観覧場を除く)	①当該用途の延床>300㎡	①3階以上に当該用途(100㎡超) ②客席部分の延床≥200㎡ ③地階に当該用途(100㎡超)	○	○	●	○	○				
公会堂、集会場			●	●	●	●	●				
ホテル等(ホテル、旅館)	①地階又は3階以上に当該用途を有し、かつ、当該用途の延床>300㎡	①3階以上に当該用途(100㎡超) ②2階の対象用途の延床≥300㎡		○	○	○	○				
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限り)※2	①地階又は3階以上に当該用途を有する ②当該用途の延床>300㎡(階数が3以上であるものに限り)	※病院・診療所は2階に患者の収容施設があるものに限り ③地階に当該用途(100㎡超)		○	○	○	○				
就寝用途の児童福祉施設等(介護保険課)※2、※3				●	●	●	●				
共同住宅(サービス付高齢者向住宅)、 寄宿舎(サービス付高齢者向住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム)、 就寝用途の児童福祉施設等(障害福祉課)※2、※4		①3階以上に当該用途(100㎡超) ②2階の対象用途の延床≥300㎡ ③地階に当該用途(100㎡超)			●	●	●				
体育館、博物館、美術館、図書館、 ポーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場		①3階以上に当該用途(100㎡超) ②対象用途の延床≥2000㎡ ※学校に附属するものを除く			●	●	●				
百貨店等(百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗)	①地階又は3階以上に当該用途を有し、かつ、当該用途の延床>1000㎡		○	○	○	○	○				
展示場		①3階以上に当該用途(100㎡超) ②2階の対象用途の延床≥500㎡ ③対象用途の延床≥3000㎡	●	●	●	●	●				
飲食店等(キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店)		④地階に当該用途(100㎡超)		○	○	○	○				
共同住宅[小倉北区]	① 5階以上に当該用途		○			○					
共同住宅[門司・小倉南・戸畑区]	① 5階以上に当該用途			○			○				
共同住宅[若松・八幡東・八幡西区]	① 5階以上に当該用途				○						

※1 報告対象として指定される建築物は、避難階以外の階を当該用途に供するものに限る。

○：現状(H28.5.31以前)での建築物・建築設備の報告時期(法改正後も引き続き報告対象)、●：法改正(H28.6.1施行)により新たに対象となる建築物・建築設備・防火設備の報告時期

▲：※2に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備の報告時期(建築物が報告対象外でも防火設備は報告対象となる)

※3 老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)その他これに類するもの。養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

※4 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)事業所